

—記者発表資料—

平成31年4月15日

## [問い合わせ先]

関東運輸局総務部安全防災・危機管理課

担当：藤田・小菅

電話 045-211-7269

FAX 045-681-3328

## [配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、  
都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、  
群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、  
栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、  
茨城県政記者クラブ、物流専門紙、  
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

## 2019年春の全国交通安全運動の実施について

関東運輸局では、2019年5月11日（土）から同月20日（月）までの10日間、春の全国交通安全運動を実施します。

この運動は、政府の中央交通安全対策会議交通対策本部が決定した「2019年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき定められた「2019年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画（平成31年3月8日付）」により、自動車交通及び鉄軌道交通、海上交通関係者に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため実施します。

今回、関東運輸局においては、以下の事項について取り組むこととします。

## ○交通事故死亡ゼロを目指す日

2019年5月20日（月）

## ○全国重点事項

- （1）子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- （2）自転車の安全利用の推進
- （3）全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- （4）飲酒運転の根絶

○「2019年春の全国交通安全運動実施要領（関東運輸局）」抜粋  
実施項目

（1）自動車輸送関係

- ① 自動車運送事業者の交通安全運動の推進
- ② 事業用自動車等の安全運行の確保
- ③ 車両の安全対策の推進
- ④ 子供、高齢者、障害者等の交通事故防止
- ⑤ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑥ 飲酒運転の根絶
- ⑦ 覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物の使用防止
- ⑧ 事業用自動車の事故等の情報の提供
- ⑨ 広報活動の推進

（2）鉄軌道交通関係

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤ 視覚障害のある人への声かけ等の強化及び旅客による声かけを促進するための啓発活動の推進
- ⑥ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑦ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進
- ⑧ 広報活動の推進

（3）海上交通関係

- ① 超高速船運航事業者の利用者へのシートベルト着用の徹底

○期間中に運輸支局が行う主な指導等

- （1）街頭検査の実施及び街頭検査時のシートベルト等着用状況調査
- （2）後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の指導